

## 消費者被害注意情報

県内で最近、電話で無料の布団クリーニングを勧められ、業者の訪問を受けたら、高額な布団リフォーム、布団カバー購入等の契約をした相談事例が多発しています。

### 相談事案の一例

最初に電話で無料の布団クリーニングを勧められ、以前に購入した羽毛布団のアフターケアを請け負っている業者と思い、住所を教え業者の訪問を受ける。

2人の男性業者が訪問をしてきて、布団カバー類等の高額な契約をしてしまった。

### 共通の特徴

最初に女性の声で布団クリーニングの無料(アフターサービス)を思わせる電話があります。

無料サービスと思い自宅の住所を教えると、男性業者が訪問して来て高額な布団リフォーム、布団カバー類購入等を勧めます。

また、今まで使っていた布団をリフォーム名目で業者が持ち帰っているため、消費者が解約しづらいことも考えられます。

### 注意事項

無料の布団クリーニングを電話で勧められても、安易に自宅住所を教えないようにしましょう。

### 3月の相談件数及び苦情の多い相談

538件(年間累計 6,210件)

順位	項目	件数	主な内容
1	オンライン等関連サービス	105	身に覚えのない有料サイト利用料等の請求等
2	フリーローン・サラ金	86	多額の借金の整理方法、融資詐欺、ヤミ金融等
3	商品一般	40	身に覚えのない代金の請求等、他に分類されないもの
4	他の役務	21	結婚相手紹介サービス、広告代理サービス等
5	不動産貸借	20	借家、アパートを退出した際の原状回復義務等

悪質商法は許さないゾー

